## 岩手県告示第198号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。)により、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所及び事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成31年3月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 通所介護

居宅介護事業者			居宅介護事業所			
名 称	主たる事務所の所在地		夕新	所在地		変更年月日
2日 你	変更前	変更後	名 称	変更前	変更後	
有限会社あ	一関市大東町曽慶	一関市大東町大原	あづま野デ	一関市大東町曽慶	一関市大東町大原	平成29年6月1日
づま野	字神蔭131番地	字立町113番地2	イサービス	字神蔭131番地	字立町113番地2	